

落札者決定基準

県が発注する「佐賀県庁新館等清掃業務委託」に係る落札者決定基準については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託業務が円滑かつ良好に遂行されるための信頼性等の審査については、「佐賀県庁新館等清掃業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において実施する。
- (2) 審査委員会は、提出書類等により、仕様書の要求要件を満たし、かつ、円滑かつ良好な事業遂行により県庁舎等を常時清潔に保つことができるかについて判断し、別添評価基準に基づき点数を付与する。

2 落札者決定基準

(1) 落札者決定方法

落札者の決定方法については、有効な入札書を提出した者で、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提出書類の評価による「品質評価点」と入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者とする。

品質評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、品質評価点が最も高い者を落札者とする。また、品質評価点及び価格点の合計点数並びに品質評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、上記により落札者となるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。

(2) 品質評価点及び価格点の配分

点数については、100点とし、得点配分については、品質評価点を70点、価格点を30点とする。

なお、品質評価点の評価項目毎の配分は次のとおりとする。

評価項目	項目数	点数配分
履行体制	6	33
教育・研修体制	8	22
契約実績	2	15
	16	70

3 品質評価点の評価方法

別添評価基準に基づき、提出書類の内容を審査し、品質評価点を付与する。

添付資料 3-1

4 価格点の評価方法

価格点の評価は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、以下のとおりとする。

① 価格点 = 低入札価格調査基準価格 ÷ 入札価格 × 30

(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

※ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者については以下のとおりとする。

価格点 = 入札価格 ÷ 低入札価格調査基準価格 × 30

(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

※ 入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とししない。

※ 低入札価格調査基準価格とは、「佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領」(平成23年2月10日施行)に規定する基準価格である。